

CHIBA

# 千葉県廃棄物処理計画



千葉県マスコットキャラクター  
「チーバくん」

平成28年3月

千 葉 県



平成27年度

関東甲信越静環境活動推進連絡協議会主催

ごみの散乱防止と3Rを進めるためのポスターコンテスト

高校の部 最優秀賞作品

(千葉県内高校の生徒による作品です)

# 目 次

1	計画の基本事項	1
1. 1	計画改定の背景	1
1. 2	策定方針	2
1. 3	計画の位置付け及び計画期間	4
1. 4	計画の対象とする廃棄物	5
2	廃棄物処理の現状と課題	6
2. 1	一般廃棄物	6
2. 2	産業廃棄物	22
3	前計画の進捗状況	36
3. 1	計画目標の進捗状況	36
3. 2	進捗状況のまとめ	38
4	基本方針と計画目標	39
4. 1	本計画の基本方針	39
4. 2	計画目標	40
5	展開する施策	44
5. 1	施策体系	44
5. 2	展開する施策	45
I	3Rの推進	45
II	適正処理の推進	55
III	適正処理体制の整備	61
6	計画の推進	65
6. 1	各主体の役割	65
6. 2	進行管理	66

※ 本文中、図や表において、四捨五入により合計値と内訳値の合計が一致しない場合があります。



## 1 計画の基本事項

### 1. 1 計画改定の背景

本県では、\*廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、昭和 49 年から 5 次にわたる「産業廃棄物処理計画」を策定してきましたが、平成 12 年の廃棄物処理法改正により、第 6 次計画からは、\*一般廃棄物を含めた「廃棄物処理計画」を策定しています。

平成 27 年度を目標年度とした第 8 次廃棄物処理計画（以下、「前計画」という。）では、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される\*循環型社会の構築に向けた総合的な廃棄物対策を推進してまいりました。

これまで、数次にわたる廃棄物処理法の改正、\*循環型社会形成推進基本法やリサイクルの推進に係る諸法の制定等が行われ、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から循環型社会への転換に向けた対応が図られた結果、本県においても一般廃棄物の排出量の減少など、一定の成果が見られたところです。

しかしながら、本県の廃棄物を取り巻く現状を見ると、依然として解決しなければならない課題があり、また、廃棄物の処理を巡る新たな動きもあります。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、本県においても膨大な量の災害廃棄物が発生し、これらの適正かつ迅速な処理や平時における備えの必要性が浮き彫りになりました。国は、平成 26 年 3 月に策定した\*災害廃棄物対策指針において、県・市町村に対し、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策等について定める災害廃棄物処理計画を策定するよう求めています。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質を含む廃棄物をめぐる新たな課題もあります。

さらに近年は、建設汚泥の中間処理後物である\*再生土等の産業廃棄物再生品が埋立資材として使用される例が増えており、埋立による周辺環境への影響を懸念する声もあります。

平成 25 年 5 月には、国において第 3 次\*循環型社会形成推進基本計画が定められ、\*再生利用（リサイクル）より優先順位の高い\*発生抑制（リデュース）・\*再使用（リユース）の取組がより進む社会経済システムの構築や、\*バイオマス系循環資源のエネルギーへの再資源化などの取組が求められています。さらに、平成 27 年 12 月には、\*C O P 2 1（気候変動枠組条約第 21 回締約国会議）において、日本の\*温室効果ガスの排出量を 2030 年度に 2013 年度比で 26%削減することを約束しました。C O<sub>2</sub>の排出削減に貢献するためにも、廃棄物の一層の排出抑制が求められています。

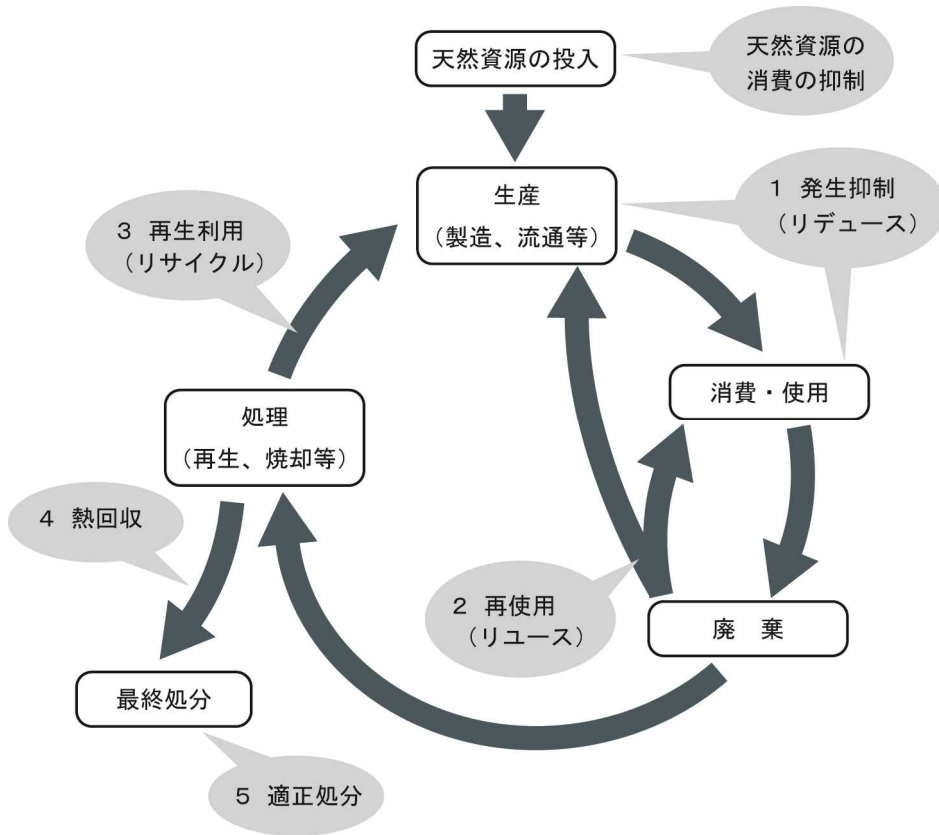
## 1. 2 策定方針

平成 23 年 3 月に策定された前計画では、「\* 3 R の推進」及び「適正処理の推進」を基本として、持続可能な循環型社会に転換するための施策に取り組んできましたが、本県の廃棄物処理を取り巻く現状を見ると、依然として解決すべき課題があり、災害廃棄物対策などの新たな課題も発生しています。

こうした廃棄物処理の現状と課題や、前計画における施策の進捗状況等を踏まえつつ、上位計画である\*千葉県総合計画（平成 25 年 10 月策定）及び\*千葉県環境基本計画（平成 27 年 3 月改定）を具体化する個別計画として、平成 28 年 1 月に改定された国の基本方針との整合を図りながら、第 9 次千葉県廃棄物処理計画（以下、「本計画」という。）を策定することとします。

本計画では、まず、廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては環境への負荷の低減に配慮しつつ、できる限り再使用、再生利用及び\*熱回収といった適正な循環的利用を行い、なお残るものについては適正な処分を確保するという廃棄物処理の基本的な考えに基づき、前計画との継続性にも配慮しながら、新たな目標値を設定するとともに、施策体系を見直すこととします。

## 資源の適正な循環的利用のイメージ



### <3Rの推進>

#### 1:発生抑制 (Reduce)

天然資源投入量の抑制、廃棄物等の発生を抑制

#### 2:再使用 (Reuse)

使い終わったものも繰り返し使用

#### 3:再生利用 (Recycle)

再使用できないものでも、資源としてリサイクル

### <熱回収>

#### 4:熱回収

リサイクルできず、かつ、燃やさざるを得ない廃棄物を焼却する際に発電や余熱利用を実施

### <適正処理の推進>

#### 5:適正処分

処分する以外の手段がない場合は、適正に処分

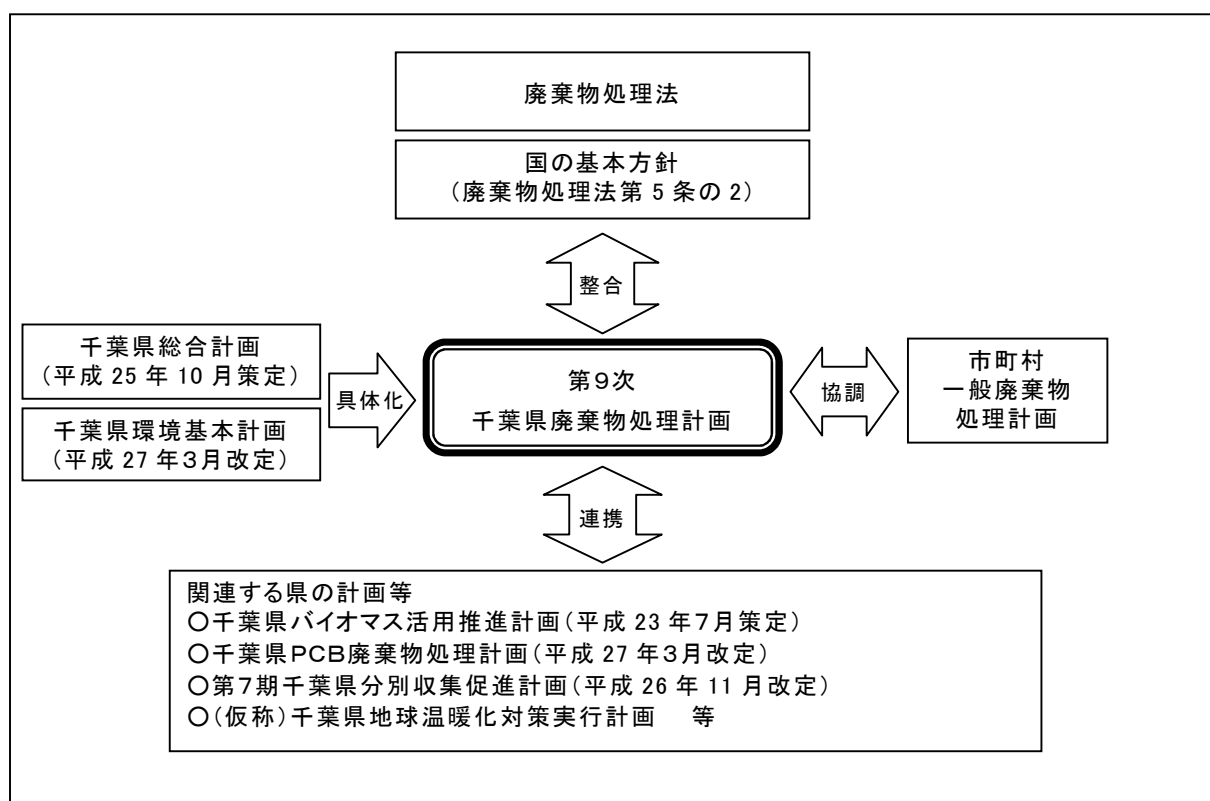
### 1. 3 計画の位置付け及び計画期間

#### (1) 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第5条の5の規定による法定計画として、本県全体の廃棄物に関する施策の基本方針を示すとともに、千葉県総合計画及び千葉県環境基本計画を上位計画とした、循環型社会を築くための個別計画として位置付けられるものです。

また、「千葉県バイオマス活用推進計画」、「千葉県\*PCB廃棄物処理計画」等の関連計画とも連携を図るとともに、市町村が策定する一般廃棄物処理計画と相互に協力し補完し合う関係にあります。

#### 本計画の位置付け



#### (2) 計画期間

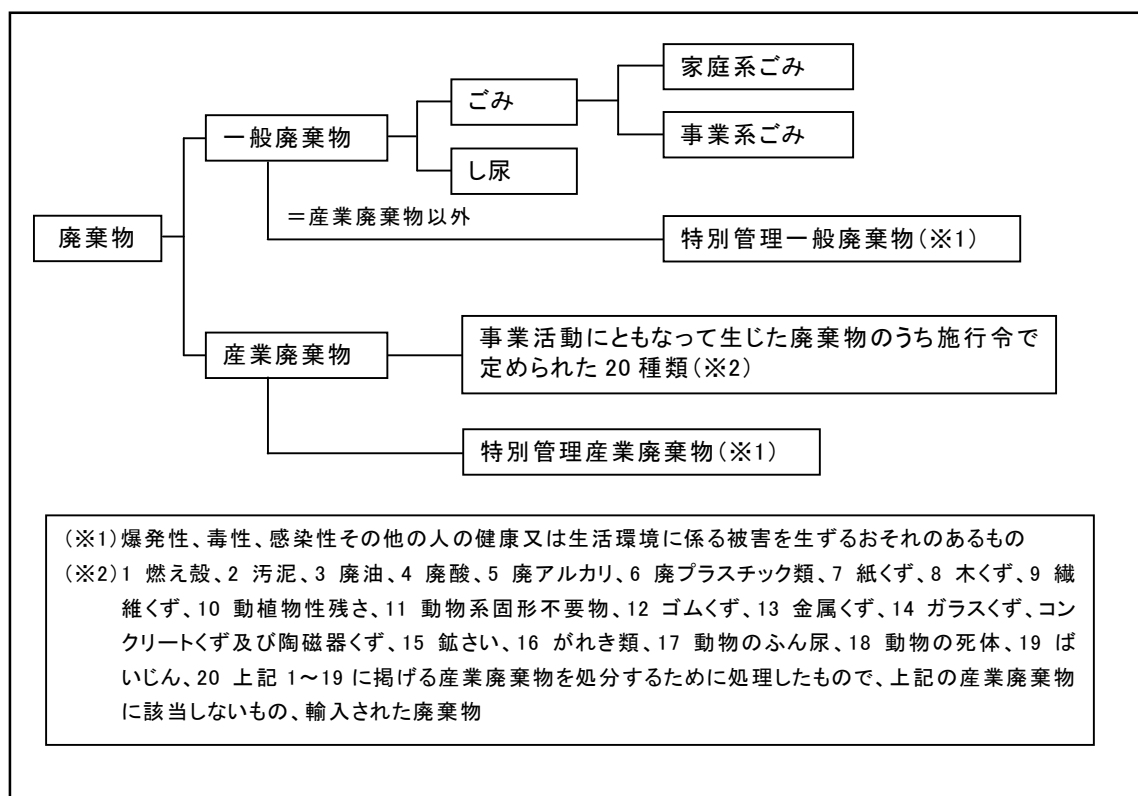
本計画は、平成28年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とする5か年計画とします。



## 1. 4 計画の対象とする廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、廃棄物処理法及び同法施行令（以下「施行令」という。）に規定する一般廃棄物（\*特別管理一般廃棄物を含む。）及び\*産業廃棄物（\*特別管理産業廃棄物を含む。）とします。

廃棄物処理計画で対象とする廃棄物



※1: \*放射性物質汚染対処特別措置法（平成24年1月施行）では、原発事故由来の放射性物質の濃度が8,000Bq/kgを超えて環境大臣の指定を受けた\*指定廃棄物の処理は、国が責任をもって行うこととされています。

※2: 建設発生土（いわゆる「残土」）は、廃棄物処理法に定める「廃棄物」に該当しないため、本計画の対象としていません。建設発生土等の埋立てによる土壌の汚染や災害の発生を未然に防止するため、県では、「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例（いわゆる「残土条例」）を制定し、事業者に対する適正処理の指導を行っています。

また、独自の施策を講じようとする市町村については、県条例を適用除外することができることになっており、平成27年10月現在で千葉市をはじめ17市町村が県条例の適用除外となっています。